

介護タクシーねこね 運送約款

第1章 総則

(目的)

第1条 当社は、この運送約款（以下「約款」という。）により、一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）を遂行し、これに定めのない事項については、法令の定めるところにより、公正かつ安全にそのサービスを提供します。

(約款の適用)

第2条 当社がこの約款の趣旨及び法令に反しない範囲でこの約款の一部条項について特約に応じたときは、当該条項の定めにかかわらず、その特約によります。

(係員の指示)

第3条 旅客は、当社の運転者その他の係員が運送の安全確保のために行う職務上の指示に従わなければなりません。

第2章 運送の引受け等

(運送の引受け)

第4条 当社は、次条、第5条の2第2項又は第5条の3第2項の規定により運送の引受け又は継続を拒絶する場合を除いて、旅客の運送を引き受けます。

(運送の引受け及び継続の拒絶)

第5条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。

1. 当該運送の申込みがこの運送約款によらないものであるとき。
2. 当該運送に適する設備（車両、特殊な介助設備など）がないとき。
3. 当該運送に関し、申込者から特別な負担を求められたとき。
4. 当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
5. 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき。
6. 旅客が乗務員の旅客自動車運送事業運輸規則の規定に基づいて行う措置に従わないとき。
7. 旅客が旅客自動車運送事業運輸規則の規定により持込みを禁止された物品を携帯しているとき。
8. 旅客が行先を明瞭に告げられないほど又は人の助けなくしては歩行が困難なほど泥酔しているとき。
9. 旅客が車内を汚染するおそれがある不潔な服装をしているとき。
10. 旅客が付添人を伴わない重病者であるとき。

(禁煙)

第6条 当社の禁煙車両内では、旅客は喫煙を差し控えていただきます。旅客がこれに応じない場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。

第3章 運賃及び料金

(運賃及び料金)

第7条 当社が収受する運賃及び料金は、旅客の乗車時において地方運輸局長の**認可**を受け、又は地方運輸局長に**届出**をして実施しているものによります。

2. 前項の運賃及び料金は、時間貸しの契約をした場合を除いて、運賃料金メーター器の表示額によります。

(運賃及び料金の収受)

第8条 当社は、旅客の下車の際に運賃及び料金の支払いを求めます。

(付帯サービス及び料金)

第9条 運送に必要な介助、予約、迎車等、運送に付帯するサービス（以下「付帯サービス」という。）を提供した場合は、別に定めて公示する料金を収受します。

第4章 運送責任

(旅客に対する責任)

第10条 当社は、当社の自動車の運行によって、旅客の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任じます。ただし、当社及び当社の係員が自動車の運行に関し注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではありません。2. 前項の場合において、当社の責任は、法令及びこの約款に定めるところによります。

(責任の始期及び終期)

第11条 当社の旅客に対する責任は、旅客が乗車のために当社の自動車に**乗車した時から**、降車のために当該自動車から**降車を終わる時まで**とします。

(旅客の手荷物に対する責任)

第12条 当社は、旅客の手荷物について、滅失、毀損等による損害が生じても、当社又は当社の係員がその原因となったことについて注意を怠らなかったことを証明しない限り、損害を賠償する責めに任じます。

2. 手荷物の責任限度額は、手荷物1個につき10万円とします。

(旅客の責任)

第 13 条 当社は、旅客の故意若しくは過失により又は旅客が法令若しくはこの運送約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けたときは、その旅客に対し、その損害の賠償を求めます。

制定；令和 8 年 4 月 1 日